

静岡市・那覇市の交流連携等に関する協定書

静岡市と那覇市(以下「二市」という。)は、静岡空港の開港を契機として二市間の交流を促進するための連携等に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、平成21年6月の静岡空港の開港を契機として、二市の緊密な協力体制のもと、二市間の交流を促進し連携を強化することにより、それぞれの特色を活かしながら魅力を高め合い、二市の一層の発展を目指すことを目的とする。

(連携及び協力)

第2条 二市は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携及び協力して実施するものとする。

- (1) 広報等の相互のPR活動の推進に関する事。
- (2) 市民の交流の促進に関する事。
- (3) 観光の振興等に向けた施策の推進に関する事。
- (4) 地域資源の相互の活用等に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、二市の協議により定める事項

(連絡調整)

第3条 二市は、この協定による連携及び協力の円滑な推進を図るため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定め、随時協議を行うものとする。

(協定の有効期間)

第4条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から2年とする。

2 前項の期間の満了1箇月前までに、二市のいずれからもそれぞれの相手方に対し異議の申出がないときは、この期間は、更に1年間延長するものとし、以後の期間満了についても、また同様とする。

(定めのない事項等の処理)

第5条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、二市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、代表者が署名の上、各自1通を保有する。

平成21年2月3日

静岡市長

小嶋 善吉

那覇市長

翁 良 唯 志